

社会福祉法人 稚内市社会福祉事業団
指定就労継続支援B型事業重要事項説明書
(就労継続支援B型事業所稚内市北光園)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して指定就労継続支援B型サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. サービスに係る設備等の概要	2～3
4. 職員の配置状況	3
5. 本事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	3～6
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について	7
7. 虐待防止の措置	7
8. 事故発生時の対応	7
9. 苦情の受付についての内容	7
10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	8

社会福祉法人稚内市社会福祉事業団
就労継続支援B型事業所稚内市北光園
当事業所は北海道の指定を受けています。
(北海道指定 第 0116700618 号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人稚内市社会福祉事業団
所 在 地	北海道稚内市富士見5丁目1178番地の1
電 話 番 号	0162-28-1060
代表者氏名	理事長 梅村 俊範
設 立 年 月	平成元年3月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定施設・平成23年 8月31日指定 第 0116700618 号
事業所の名称	就労継続支援B型事業所稚内市北光園
事業所の目的	就労継続支援B型事業
事業所の所在地	北海道稚内市富士見5丁目1179番地の1
連 絡 先	電話番号 0162-28-1224 ファックス 0162-28-1226
施 設 長	満保 和吉
管 理 者	三浦 妙子
サービス管理責任者	天池 勝義
主たる対象者	身体障害者
定 員	40名
運 営 方 針	通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のための必要な訓練を支援します。
開 設 年 月 日	平成23年9月1日

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 事業所設備の概要

事業所設備の種類	【箇 所】	備 考
訓練・作業室	2	
相 談 室	2	
洗 面 所	1	
ト イ レ	6 (男子3・女子3)	
消 火 設 備	火災受信機1・非常用放送設備1 避難口8・避難誘導灯10・消火栓3 消火器11・火災報知器5	
休 憩 室	4	
食 堂	1	

※当事業所では、前頁の設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、就労継続支援B型のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用につきましては、利用者にご負担いただく費用はございません。

（２）設備ご利用上の注意事項

当事業所の設備をご利用いただくに当たっては、職員の指示に従って使用して下さい。これに反しての使用や故意による破損が生じた場合は、弁償していただくこともあります。

４．職員の配置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉

職 種	常 勤		非常勤		指定基準
	専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長		1			
管 理 者		1			1
サービス管理責任者	1				1
生活支援員		1			4
職業指導員	4		1		
事 務 員		1			

〈職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制		
管 理 者	8 : 4 5 ～ 1 7 : 3 0		
サービス管理責任者 生活支援員 職業指導員	早番1	7 : 3 0	～ 1 6 : 1 5
	早番2	8 : 0 0	～ 1 6 : 4 5
	日 勤	8 : 4 5	～ 1 7 : 3 0
	遅 番	9 : 4 5	～ 1 8 : 3 0
事 務 員	8 : 4 5 ～ 1 7 : 3 0		

５．当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

(契約書第4条、第5条参照)

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

訓練等給付費から給付されるサービス

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

下記に表示のサービスについては、食費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「就労継続支援B型計画」に基づいて行われます。この「就労継続支援B型計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

尚、「就労継続支援B型計画」の写しは、利用者に交付いたします。

● 生産活動の実施、就労を目的とした訓練・指導等

当事業所内において、雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。生産活動等の内容は以下のとおりです。

◆ クリーニング作業・・・9：30～15：30

洗濯業務を行います。

◆ 水耕栽培作業・・・9：30～15：30

水耕栽培システムで育てた葉野菜を販売します。

※ 尚、作業状況により最大17：00まで延長する事があります。

〈工賃の支払い〉

上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

● 食事の提供

栄養並びに利用者の身体の状態及び希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

● 送迎サービス

利用者・ご家族の希望により送迎を行います。ただし、送迎の実施区域は稚内市内（事業所から片道10km程度の範囲まで）とします。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、サービス利用料金から、訓練等給付費の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費の合計金額を、利用者にお支払いただきます。（別途、月額負担上限額の軽減等の負担軽減措置があります。）

利用されるサービス	1日あたりの金額
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	5,840円
〃（Ⅱ）	5,340円
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	150円
〃（Ⅱ）	100円
〃（Ⅲ）	60円
初期加算（利用開始日から30日を限度）	300円
欠席時対応加算（月4回を限度）	940円
食事提供体制加算	300円
送迎加算（Ⅰ）（片道210円×2回）	420円
〃（Ⅱ）（片道100円×2回）	200円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき+所定単位×54/1000
〃（Ⅱ）	1月につき+所定単位×40/1000
〃（Ⅲ）	1月につき+所定単位×22/1000
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき+所定単位×17/1000
〃（Ⅱ）	1月につき+所定単位×15/1000
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき+所定単位×13/1000
食事に係る自己負担額	昼食：294円

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

〈サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合の食費について〉

（契約書第14条参照）

利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出下さい。尚、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

食事キャンセル料 (1日あたりの食費相当額)	594円
---------------------------	------

〈利用者負担の減免について〉

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ございません。

〔利用者負担の月額上限〕

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低 所 得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者

収入や資産が一定以上であれば、月額負担上限額の軽減の対象となります。

区 分	月額負担上限額
低所得1、2	1,500円
市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※収入が概ね600万円以上の世帯が対象	9,300円

(2) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。

お支払方法は、原則として稚内信用金庫口座からの引き落としとさせていただきます。ただし、特別な事情による場合は、施設窓口払いまたは施設指定口座への振り込みとさせていただきます。

期日までに、入金の確認ができない場合は、当事業所より連絡させていただきますので、速やかに直接利用料金をお支払い下さい。

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第6項参照）

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示致します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担とさせていただきます。）また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00

7. 虐待防止の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制を整備するとともに、従業者に対して定期的な研修の実施や関連情報の提供を行い、不適切支援及び虐待の定義等を理解させ、虐待防止の徹底と利用者の尊厳保持に努めます。また、従業者等による利用者に対する虐待があったと思われる場合、又はあった場合は速やかに事実調査を行い実態把握に努め、適切に対処します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

（1）当事業所における要望・苦情等受付先

利用相談窓口	・窓口担当者 生活支援課長 三浦 妙子 ・ご利用時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：00～17：00 ・電話番号 0162-28-1224 ・FAX 0162-28-1226	
苦情受付窓口	主任職業指導員 古川 靖浩	
苦情解決責任者	管理者 三浦 妙子	
第三者委員	稲川 稔	当法人監事
	佐々木良子	学識経験者

(2) 行政機関その他における要望・苦情等受付

稚内市役所 社会福祉課	・所在地：稚内市中央3丁目13番15号 ・電話番号：0162-23-6453 ・FAX：0162-23-4038
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	・所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 ・電話番号：011-204-6310 ・FAX：011-204-6311

10.利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等入居者等の意見を把握する取組	あり
----------------------------	----

第三者による評価の実施状況		なし
実施した年月日	実施した評価機関の名称	当該結果の開示状況
なし	なし	なし

年 月 日

指定就労継続支援B型事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：就労継続支援B型事業所稚内市北光園（指定就労継続支援B型）
説明者職氏名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援B型事業の提供及び利用について、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：
氏 名： 印